官許

東京日日新聞

明治五年壬申三月第四日
西洋千八百七十二年四月十一日
十四號

官書公報

去十二月中御布告有之候旧諸藩江金穀調達ノ者書上方ノ義其頃当人旅行或ハ証拠書物遠国ヘ差遣シ候向其外無余義差支期限相後レ書上ケ洩ニ相成候分ハ事実取糺ノ上疑ト証書有之候ハヽ遅延ノ訳相認メ戸長奥印ヲ以テ来ル五日限リ差出候ハヽ御採用可相成旨達ニアリタル由なり

○

出火ノ節死傷ノ者是マデ町役人加印ヲ以届来候処右ハ手数モ相掛リ遅延ニ及ビ至急治療方手当ニモ相答キ候間自今鳶人足并ニ其外死傷人ハ親族ホカ直ニ其區ノ役所ヘ相届差図ヲ受申ベクトノ御布告アリシ由

○

海外新報

セルマン列国ノ内火山震動破裂イタシ州ノ人民過半没命セル由ヲ或ル外国ヘヨリ今日傳承セリ尚確報ヲ得ハ神速次号ニ記載スヘシ

○

江湖叢談

御蔵前辺の伊勢屋某商業に精細して豪富の聞へ高く妻子一妾あり且洋風に志ありて既に一男を洋学校に入塾せしめ妾をして断髪させ次に妻をも剪髪させんと為すに此妻さしも翠の黒髪を断ん事を歎き辞せしも敢て許さゞれば強て諭しつく自ら其黒髪を断ちり妻は天に悲ひ地にさけち恰も豪盗にあひて性命を防ぎしの心地し涙緊々として両の袂をひたしぬされど然るに己れは依然として従前の大髷なる由なり

凡男女は髪の長短を以て其類を分つものを婦を断髪させて其身は長髪を存する事具に衆せしの職をとりいふまじ其譏をまぬかれじ

○

江湖叢談

去月下旬有名の俳優馬にて吉原廓内に乗入り鐙を蹴入れて馳らるゝ所の者其轡を把へ前して云らく平民乗馬は官の御許しあれば乗入るとて不可なりと云ふにあらねど足下も技藝をもって世に知らるゝ俳優と常々の家業にして我廓内と尊卑同等なり况や婦幼雑遝の地斟酌ありて然るべき事ならずやと俳優も其利に伏しけん竟に下馬をなして去りしとなん此俳優誰なるを知らず

○

昨日吾日報社へ来りし人の話に上野は櫻花爛熳と開き梢々として春色人を悩ます其群集云んかたなし其中に土体の者一人青々とせし天窓の左右に四径二寸五分位のヤツコを刺戟し泰然として観花の莚に坐し一瓢の酒を飲み居るを見たりと笑ふ其所以を知らねど雖実に奇中の奇と称すべきなり

○

猿若町二丁目山村座弦妓の褒詞并三百よりせりふ及び衣裳を更め弦妓を貞二名差替になりしとなり

小今　大駒
小春　菊壽
春吉　佐吉

○

物價日表

一 正米 伊勢一忠郡　二斗七升四合より五合
一 美濃大印米　二斗七升八合
高社昨日休
二日ヨリ今日一升高
一 三月限　二斗八升五合ヨリ七升八九合迄
一 四月限　二斗八升五合ヨリ二三合マテ

本日 晴　寒暖計七十一度
金曜日

○ 報告

當社府廳の 許可を得て日々新聞賣捌所として左の場所へ浮舗を置けり就ては迷子落し物ホ辻々へ張札を致されしよりも空しく風雨の為に飛散りて志を果されず多かり若し右等の所仁は吾浮床へ来りて取扱の者に事情を咄し委しく張札をしたゝめ尚新聞にも書載せて廣く周知の便とせんとす又教へゆかんとならばひとしきりとも決して礼物なと及ばず他日紙上へ記載すべき新聞を投じ給ふべし

芝口弐丁目角　京橋小林店前
数寄屋丁目　人形丁通り甘川丁
濱町方読門